

## 政策構築理論としての社会契約再構築論の可能性

高橋 聡

Possibilities of re-establishing the social contract for policy establishing

TAKAHASHI Satoshi

本論文では、社会契約再構築論の政策アイデアとしての可能性を検討する。

問題の根本は、時間と空間を共有しない人々の間の主体的合意の担保である。個人的合理性と社会的合理性との間の水準間変換の仮定が福祉国家を支えていたが、その弱まりに対応して社会契約的発想の政策論が現れた。ここには時空間接続への可能性が見出せるが限界もある。

契約制度のポテンシャルを活かして水準間変換と時空間接続を強化する可能性と方法を検討し、他者行為保証の促進に着目した制度的裏づけの構想を議論した。社会契約再構築というアイデアは、当事者的な長期的視野を志向しつつ社会関係資本への関与という外部性志向を促す政策への展開可能性を持つ。

キーワード：時間と空間における接続、ミクロ-マクロリンク、外部性、社会関係資本、制度的契約

In this paper, we contend that the idea of re-establishing the social contract, which is often cited in discourse on the welfare state, not only serves as an analogy, but also has significance with respect to institutional mechanisms and provides possibilities for policy ideas.

The root of this issue is how to guarantee the independent agreements of individuals who do not share the same time or space. Welfare states have been supported by the premise that individual reasonableness would be converted to societal reasonableness. In response to a weakening of this condition, policy theories arose that were derived from the idea of social contract. While this holds possibilities for connecting to different points in time and space, it is not without limitations.

We review the possibilities of and methods for enhancing the conversion between levels and time-space connections by leveraging the potentials of the institution of contracts and we discuss the concept of institutional support that focuses on promoting the guaranty of other individual's actions.

The notion of re-establishing the social contract carries the possibility of developing a policy that would promote external orientation toward engaging in social capital, and being oriented toward the long-term perspective of participants.

Keywords : connection of time and space, micro-macro link, externality, social capital, institutional contract

### I . 課題意識

民主制国家を基礎づける伝統的理論である社会契約論は、現代福祉国家の規範理論としても重要である。

規範的文脈にとどまらず制度改革構想のアイデアとしての社会契約への言及も増えてきた。

たとえば「社会保障を含めた生活保障が、人々の支持を得て持続するためには、市民相互の権利と義務、

負担と給付の関係などについて、明確で合意可能な「ルール」が必要であり「誰がどれだけ負担し、誰がいかなる条件のもとで何をどれだけ受け取るのか、その時政府が果たすべき責任は何か」と社会契約再構築の必要性が語られる（宮本, 2009）。

政策実践においても、ヨーロッパの社会民主主義政党を中心に社会契約の再構成を意識した政策が打ち出されており<sup>1</sup>、特にイギリス・ブレア政権の福祉国家改革におけるフレーミング戦略にはそれが顕著である（近藤, 2008）。「第三の道」政治を供給サイドの市民権に基く社会民主主義的社会契約とみなす評価（W, メルケル）もある。

「福祉国家とは伝統的な、有機的対面的連帯の崩壊に対する形式的匿名的連帯の試みであるといえる。したがってその危機はとりもなおさずそれが実現してきた社会的連帯の危機に他ならない」（新川, 2004: 13）とすれば、実体的な既存の根拠（たとえば共同体の伝統）によらずに社会的連帯の再構築を図る理論が求められる。そこで自由な主体間の合意を幹とする契約概念が持ち出される。社会の個人化と再帰的近代化（U. ベック）が進行する中、個人が社会に関与する際の合理的根拠の要求が強まっている。社会の統治を時間と空間の壁を超えて構想するために、個人の合意が社会の統治を形成する社会契約の発想に期待がかけられている。

しかし契約制度で前提とされる条件は社会契約には備わっていない。合意根拠の共有や不利益の補償が担保されていないにもかかわらず、主体的関与が期待されている。契約と社会契約は異質である。社会契約はフィクションであり、社会契約の復興を語る論者も、実体的な契約締結を想定していない。社会契約は過去の集合的合意を常に想定した現存秩序の説明である。政策的方途なしでは社会契約の再構築という観念は比喩の域を出ないことになるが、政策革新のアイデアとしての可能性はないのか。

本論文は社会契約再構築論の文脈で社会連帯の制度メカニズムに関する諸知見を総合化するため、当該メカニズム・モデルの比較分析の方法により、このアイデアが制度設計に指針を与える可能性を検討する。

## II. 社会契約再構築論の基本問題

### 1. 時間と空間を超えた関係形成の条件

社会契約論は、正当化可能な社会秩序の根拠となる理念を導く議論として展開されてきた。ホブズ、ロック、ルソーの古典的な議論、ロールズ以降の哲学的リベラリストによる議論はいずれも初期段階での社会構成員間の合意を仮定し、社会秩序の正当性基礎づけに発展させる理論構成をとる。ただ「いま、ここ」を前提とした合意が幅広い時間と空間の中で正当性を主張するに至るには、両水準の間の飛躍が必要である。

政治哲学上の思考実験ならば合意の成立は抽象的な性格のものであり、合意時点とその他の場面が離れていることは重大な問題ではないとも考えられる。しかし契約論に基くりベラルな理論が「負荷なき自己」を前提にするとのコミュニタリアンの批判は、時間と空間を超えた合意を実質化する段階で、ルール設定段階では問題とならなかったポジションの差異が問題となることが、規範理論上も重要であることの一例を示す。

時間性（継起性）と空間性（共在性）の総合から社会的世界における位置が与えられるとして、そこでのアイデンティティの問題は、当該主体の位置が身分や階級等々によって先験的に決定されえない近代社会において発生する（正村, 2008: 58-61）。位置を規定できればアイデンティティが形成され、合理性判断の条件が変動しても恒常性を想定した判断が可能となる。

福祉国家における重層的な機能秩序の説明に社会契約論がしばしば採用される。補完性原理と社会連帯の関連を考察した柴田（2004）によれば、個人や結社が自律的に機能しうるのは、近代リベリズムが前提とする抽象的自律性が権利として前提されているからではなく、個人や集団が社会経済的ニーズや法（＝権利義務関係）の相互補完的充足システムの一定位置に組み込まれているからである。時空を超えた抽象的個人ではなく、ある場所に位置する個人が想定されている。補完性原理は、内実を有する限定された地理的場所や社会的ポジションに各人が安定して帰属することを前提とする。位置が不明だと合意の立脚点も規定できない。

時空の幅がある状況で、一人一人の相対で合意の基礎となる均衡（リーズナブルであること）を認識することは難しい。特定の価値に関する交換を「いま、ここで」即物的に判断することを超えて均衡を認識し合意するには、時空を超えた想像力を必要とする。通常の想像力の射程は、短期的かつ社会成員のごく一部にしか及ばない。

契約的正義論は相互利益性と不偏性を基盤とする (Barry, 1995)<sup>2</sup>。制度が不偏性を示せれば相互利益性の納得が得られ制度への合理的参加が望めるとの議論は、社会契約志向の政策論に論拠を提供するが、不偏性による相互利益性の証明 (循環論に陥りやすい) ではなく前者を直接規定することは困難である<sup>3</sup>。

## 2. 合理性水準変換問題

社会契約は自らが服する秩序に関する選択である。個人からの視野に時空間飛躍の問題を位置づけると、個人の合理的選択が集積して社会的合理性を形成するプロセスの成否を問うミクローマクロ水準間変換問題に相当する。

個人レベルの合理的選択の積み重ねが全体社会レベルの不利益を生じる問題は、社会的ジレンマとしてゲーム理論的に定式化される。個人主義的アプローチをとる社会理論は個人の合理的選択が望ましい社会秩序に至るかどうかをホップズの秩序問題と呼んで関心を持ってきた。政策論の次元では、たとえば合理的社会計画がなぜ個人の合理的行為の誘導に、そして集合的政策目的の実現に失敗するかの議論につながる。

社会契約論では、構成員の選択を左右する個人的合理性と、集合的に形成される秩序に期待される集合的合理性が同質視されているように思われる。それならば、構成員は制度が提示する便益 / 負担等の情報を個人的選択に活用でき、選択時点の個人的想定は集合的な成果に一致する。一致の条件を論じるプリンシパルエージェント理論の興隆は、一致の困難さを示すものでもある。

選択の単位が個人ではなく組織の場合に生じる問題もある。個別組織の合理性が望ましい外部性を導かないメカニズムがある。内部的に合理的あるいは民主的な組織は正の外部性を供給しない (コールマン, 1990=2006)。構成員の利益をよく代表し集約する組織は、構成員を超えた社会的利益の提供には消極的な傾向がある。企業の社会貢献を事例に (貢献に積極的なのは集権的な企業である) 論じられるこの図式は団体行為者一般に該当し、この図式を免れうるのは、アクターが共通の制約 (法律、規範、評判など) に服する場合である。自律性を望み外からの制約を避けようとする専門職組織は、規範という外発的要素を自らに課して自己利益を超越した動機づけを内在化し (専門職倫理の強調) 外部性の供給を保証しようとする。

個別の合理的選択に基いて正当化可能な社会秩序を形成する上での困難は多い。その克服を主体的合意で基礎づけることが社会契約論の関心である。

## 3. 社会契約と契約制度の違い

民法上の契約と社会契約とは原則から異なっている。「契約自由の原則」は、当事者間の自由意思の一致で契約が成り立つとする。社会契約も合意によって正当性を導くが、合意の当事者は社会構成員一般であり具体的な個人ではない<sup>4</sup>。

根本的に異なる点は、社会契約では秩序形成時の当事者のみが合意に関与する特権的立場にあり、後続する構成員はいわば附合契約を受け入れるしかないことである。社会正義の基礎づけのためのアナロジーならばともかく、現実の制度論としては成立しがたい。社会契約の想定する時空の幅が極度に広いことが原因である。時間の幅が広いことにより、契約を結んだ時点で想定された諸条件は後で変化し、契約通りの結果は保証できない。空間の幅が広いことにより、契約当事者以外に契約の影響が及ぶ外部性が生じる。

これらの困難を取引費用問題と定義し、費用の節約にかかる組織的要因を論じるのが不完備契約理論である。最初の段階で完全な契約を書くことができない (「将来の現在化の限界」) ため、事情の変更に乘じた機会主義的行動 (他者の負担を期待し便益のみを獲得しようとする) やホールドアップ問題 (初期投資に拘束されて効率的選択が妨げられる) が生じる。所有権や決定権限等の組織的対処は、当事者のインセンティブを内部化することでこれを制御しようとする点で前項と同じ図式である。重要なのは、社会契約の成立はこの文脈の全体社会への拡大に依存することである。

専門職倫理という解法も組織という解法も、相対的な外部 (環境) に対する内部 (システム) の均衡を課題とする。その前提が存在しない中で、関係成立の合理性を判断する基準を設定できるのか?

## Ⅲ. 社会連帯のための調整メカニズム・モデル

社会連帯のために時空間接続と水準間変換を担保する必要への対応は、従来の福祉国家論にも見出せる。

このメカニズムの観点からシティズンシップ、コーポラティズム、普遍主義的福祉国家等の議論をモデル化し、近年の社会連帯再構築志向の政策論に基くモデ

ルと比較検討することを通じて、接続と変換のメカニズムに關与する制度的条件を分析する。

## 1. 国家的社会連帯の基本モデル

### (1) シティズンシップ・モデル

シティズンシップは単なる成員資格ではなく、国家と社会を結びつける媒介としての市民社会の資格である。それは4つの構成要素—権利・責任・参加・アイデンティティからなり「ナショナルなシティズンシップの古典的モデルでは、これらは機能的な統一を有していた。権利が強調されることによって、シティズンシップの中では市民的・政治的・社会的な参加と義務—たとえば、徴兵制度、義務教育、そして選挙の義務といった法的な義務ではないもの—が相互に關係していた」(デランティ, 2000=2004: 244-245)。構成要素の諸機能が国家水準で統一されたことが水準間変換に該当する。その実現は歴史的條件に依存し、グローバル化は条件を変化させる。「グローバル化が進展し、国家の領土と民族の分布が乖離してくると、国民という集合的アイデンティティは、人々の自覚的選択をとおして成立される集合的アイデンティティと化す」(正村, 2008: 67)。アイデンティティの創出は自発的帰属を基盤とするようになる。「個体的アイデンティティは今や、社会的なものとの断絶をつうじて形成されるのではなく、逆に社会的なものへの自発的な帰属をとおして獲得される」。自発的な帰属への関心は社会契約再構築論の背景と結びつく。再構築された秩序が国民国家とは限らないとすれば、国民主権のみに依存して人々を關係づけるアリーナとしての公共圏を形成できるわけではない。デランティの主張する多段階公共圏<sup>5</sup>はこの文脈で理解することができる。

### (2) コーポラティズム・モデル

プシェヴォスキーは、労働者・資本家がそれぞれ利益最大化を志向し制度的裏づけ(包括的労働組合と強力な経営者団体)がある場合、コーポラティズム的階級間妥協がゲーム理論上の解となりうることを示した(井戸, 2004)。個別の協調行為が経済社会の機能につながる想定が共有されているとすれば、両当事者にとっての合理的期待がポジティブサム関係を形成し、水準間変換が少なくとも認知上は成立している。

レームブルッフ(1979=1984)はこのような双務的モデルと「総合的目標を共有した多面的なパートナー」モデルを区別する。後者は制度に媒介された相互依存

關係が参加者間に生じ、退出コストが高くなり制度が安定する。ただし労働市場政策限定ではなく各種社会政策の「一括取引」モデルが条件的合意に基く場合は、国家財政と経済的諸條件が長期的に大きく変動するため合意基盤が不安定になりやすい。

### (3) 福祉国家連帯モデルにおける変換の条件

オッフエとプロイスの福祉国家の危機に関する議論では、ケインズ主義福祉国家(KWS)には各部分(軍事力、生活保障、道具的知識、経済成長等)の發展が社会全体の發展につながる前提があり、個別合理性のマクロ変換が期待できる狀況が存在していた(Offe and Preuss, 1991: 145)。個別の制度目的の追求が個人と社会の間の合理性の一般的な両立に接続する理論構成がある。ここでの制度合理性は長期的視野を持ち、常に将来のための投資を必要とするため、個別時点の合理性追求で自己完結せず「国家の長期的利益」という目標に変換されることが想定されている。

国民国家への所属と国民的利益の共有を前提とするこの議論では、国民の個性や利益の相違は焦点化されていない。個人の行為決定の自由による行為の分歧が意識されるようになると、機会主義的行為で損害を受ける懸念から集合財の生産に誰も寄与しない類の集合行為問題(オルソン問題)が深刻化する。福祉国家におけるフリーライドも集合行為問題の一つで、集合的利益が個別利益に変換されない例である<sup>6</sup>。変換が成立しなければ利益を異にする者間で主体的選択に基く協力はありえない。その場合制度は個人的合理性に対立する強制的契機となる。

北欧諸国のような中間層を重視した福祉国家を例に、普遍的福祉国家における変換可能性を説明する議論がある。ロツシュタイン(2002=2003: 168-169)は、個人的合理性が福祉国家への協力を帰結するかどうかを市民—国家と市民—他市民の二重の社会的ジレンマとして定義する。ある市民が普遍的福祉国家に賛成であっても、他の市民がフリーライドを図る疑念が支持を妨げうる。自己利益追求は必ずしも支配原理ではなく競合的動機と協調的動機が共存し(二重の選好構造)後者が発動する際に協調行動が発生し、その成否は制度配置に規定される(Scharpf, 1991)<sup>7</sup>。他者の協調行動が期待できることが協調契機となるとすれば、制度による他者行為の保証が集合行為問題への解となりうる。ここから、社会契約の二重性(市民—国家と市民相互)とそれらの両立の必要性が推論される。

問題は実質的正義（解くべき問題の目標と当事者構成を決める）だけではなく、手続き的正義（政策執行にかかわり、制度プロセスに応じた市民道徳論理を作り出す）、負担の公正な分配（「彼ら」ではなく「われわれ」の問題を、集合的努力を通じて解く）の3層である（ロツシュタイン, 2002=2003: 170-175）。後二者はそれぞれ国家および他市民に対する行為保証を意味する。個人レベルの決定は①自己利益、②不確実性、③リスク回避、④連帯の4要素による条件的合意となる。①～④が関連して他者行為保証の期待が形成されていることを各個人が認識できなければ協調の難度は上がるため、明確化する制度の能力が変換の成否を左右する。

協調行動が選択される条件が相互依存的であるため、指令的な誘導に信頼性を持たせるコストは高く当事者の自己執行（義務や強制によらず各当事者が契約遵守に動く動機づけが機能していること）が必要となる。青木（2003）は自己執行に基く均衡としての制度（協調的ルールに违背する動機を誰も持たない）として社会契約を定式化する<sup>8</sup>。

一般に水準間変換の条件は、長期的視野を持つことで協調行動への自発性が動機づけられ、社会的ジレンマが克服されることである。ゲーム理論的枠組みは繰り返しゲームによる協調行動の誘導を重視するが、社会過程の実際では交換を個々のアクターが何度も経験し学習を通じて徐々に協調に傾くわけではなく、制度が提示する適切性の枠組みによって期待が形成されるため、制度の提示能力が結果を左右する。Kumulin & Rothstein(2005)は、制度が示す手続的正義が信頼の創出を通じて社会関係資本を強化することを重視する<sup>9</sup>。

## 2. 社会契約的発想による社会連帯再構築構想

### (1) 雇用を介した調整モデル

福祉国家論において社会契約の概念は、労資間の協定という意味で使われることが多い。政治体制としてパターン化したものがネオ・コーポラティズムのモデルである。しかし社会契約的な調整<sup>10</sup>は団体間の合意に限られない。レームブルッフのいう「総合的目的を共有した多面的パートナー」の類型が、雇用を通じて表現されている政策事例がある。

コーポラティズム的社会契約は賃金と労働組合に限定されている限り政治的に受け入れ可能であったが、財政福祉、社会政策に拡大すると資本主義への脅威と

なり新自由主義による攻撃を招いた（シュミッター, 1982=1986）。そのため体制レベルのマクロ・コーポラティズムは後退し、組織レベルのミクロ・コーポラティズムによる調整が中心になった（トイプナー, 1987=1994, 青木, 2003）。

スウェーデンでは社会契約的調整が積極的労働市場政策の発想と結びついた政策構想が以前から存在していた。レーン・メイドナー・モデルにおける連帯的賃金と積極的労働市場政策のセットは、同一賃金同一労働の社会的調整を前提にするものだったが、実際には調整が難しいために高生産性部門への移動は制約された。積極的フレキシビリティ概念や、架橋的労働市場モデルが提案された（宮本, 1999）。

オランダやデンマークのフレキシキュリティ政策は、雇用というポジションの分配を通じた社会契約的調整構想と位置づけることができる。フレキシキュリティは、個別選択の動機となる合理性を雇用政策、生涯学習、積極的労働市場政策、社会保障と連動したシステム内移動行動と関係づけ、共同利益性の構成要素を拡大する（コンビネーションセキュリティ概念は、雇用を媒介に広範な社会的責任と個人を関連づける）。フレキシキュリティにおける多水準統治は、バーゲニングと交渉の中で「ポジティブな調整」「統合されたバーゲニング」「ポジティブサムゲーム」「交渉的フレキシビリティ」を促進する。フレキシビリティとセキュリティの二重の達成要求の次元で相互利益の実現を追求する過程であり、相互利益の認識に基づく信頼形成が期待される（Wilthagen, Tros, Lieshout, 2003: 24）。政治的に合意形成可能なテーマである雇用の次元で、二重の達成要求の相互依存性を利用して相互利益の可能性を拡大し、個別と全体の合理性を調整しようとする。

### (2) ステークホルディング

社会契約的発想を明確に意識したイギリス・ブレア政権は、ステークホルダー（持分保持者）として制度構成員を統治プロセスに巻き込み、個人レベルの合理性判断で参加しつつ対象を集合的に管理する構想を採用した。メカニズム的にも政治的にも困難な社会的リスクの集合的管理を個人的合理性による（ただし長期的視野を持つ）参加の枠組みで行う。個人の利益の集積が国家レベルに変換される KWS 的想定がないと国家的コレクティビズムが政治的正統性を得られない。それを克服し、コレクティビズムではなく個人主

義に基いて連帯性を構築する政策構想である（近藤, 2008）。

「ステークホルダー年金」は個人契約の参加形態をとりつつ国家を媒介に加入者の包括性や運営の共同性を確保する。あくまで主体は個人であり、空間と時間の視野を拡大するために運営レベルで集合性を導入している。医療制度（NHS改革）では、制度の維持発展を参加者に意識させるように「医療改善プログラム」のフレームワークの下、プライマリー・ケア・グループ、NHS トラスト、医療当局間の協議等から協働と監視の機能を創出する。「個別アクターの合理性判断」を制度関与の根拠として個人主義的前提を維持しつつ「持分保持による長期的で広範な視野の促進」で制度の公共目的を担保する設計で、両者は共通している。

ステークホルディングには所有や利用の対象設定が必要である。個人単位の合理性による参加が意識され、対象に対する相互利益を長期的視野で認識しやすいように制度自体の合理性と個人の合理性の重なりを増やそうとしている反面、守るべき対象を設定し守る主体としての契約当事者を創造する側面がある。

医療供給制度は、各場面における制度の作動を調整するメカニズム（同一労働同一賃金のような）が機能しにくい事例である。そのため、制度自体の維持発展を共同利益性とみなさせる統治枠組みが提案される。遠藤久夫は「ネットワーク論理の発生」を掲げ、自律と外部性志向への誘導を図るモデルを示す。政策は①協働モデルへのインセンティブ②相互補完モデルへのインセンティブ③長期的取引の促進④社会的トリアージ（患者自身とプライマリーケア医による）で構成される。資源管理の必要性が共同利益を構成する。参加者間の協力から得られる利益（全体利益とは区別される「啓発された自己利益」）は長期的取引によって成り立つため一定の安定性を持つ（遠藤, 2008）。制度が繰り返しゲームによる均衡を表現することで当事者が第三者の立場を考慮する動機を組み込む。

ステークホルディングは、リピート・プレーヤーの創出により利得構造を変更し、当事者間関係のポジティブサム化を図る方法である<sup>11</sup>。

### （3）双務的契約モデル

個人が受ける給付やサービスについて社会（一般化された第三者。政府等のエージェントが代行する）と契約を実際に締結することで、相互義務を構成する。フランスのRMI（参入最低限所得）では、受給者は

社会参入地域委員会と社会参入活動への従事と支援に関する双務的契約を締結することで、相互義務が発生し権利が実質化することを想定する「契約によって相互的關係が定着し、受益者はみずから固有の成果に責任をもつ当事者とみなされ、社会の側には手段に関する義務が生じる」（ロザンヴァロン, 1995=2006：187）。契約手続きによって個人と社会の接点が生じ、個人的意味が社会的意味に変換されるのである。

フランスでは「教育改善契約」にも、地域と行政の契約により相互義務が発生する政策構成がみられる。一般に教育成果の達成契約は、政府から個人への成果要求とみられがちだが、ここでは構造的に不利な集団との関係形成により、社会の側にも義務が生じる点が重要である。就労支援の分野でイギリスの求職者手当法では、求職活動と支援の同意書を要求する。ドイツの「ハルツ改革」失業給付Ⅱでは、雇用エージェンシーとの間で再就職に向けた給付内容やサービスについての統合協定を締結する。

ミクロ合理性とマクロ合理性をつなぐエージェントはソーシャルワーカーや雇用エージェンシーである。契約場面で関連づけられた異なる合理性が均衡することを、当事者個人にも社会にも納得させて行為につなぐことがその役割期待である。包括的で可変的な契約内容を「実現」する方向づけを各当事者に与えることで水準変換が媒介される。

## 3. 国家的連帯モデルと社会契約的モデルにおける接続と変換

福祉国家連帯モデルは、国民的・階級的利益を掲げる集団に個別利益を集約することで水準間変換を実現し、時空を接続しようとしていた。集団の変換能力が疑問視される近年でも比較的変換が機能しているとされる事例（前記ロツシュタイン等）では、福祉国家を支える二重の社会契約のための他者行為保証が有権者に認知され、協調行動の動機となっている。

現代の社会契約的政策モデルは、接続と変換の困難を意識している。本来自由な個々の行為を前提に、かつ他者行為の保証可能性を模索する目的意識がある。ステークホルダー・モデルは「制度内アクター」として、各自に長期的合理性を志向させることで予測可能性を創出する。雇用ベースのモデルは「経済社会アクター」として、労働力需給とインセンティブが雇用という地位を媒介に調整されることを通じて他者行為を

保証する。相互契約モデルは、個人が社会と相対するフィクションの下、実際には第三者一般を代表する政府が他者行為を保証する。これらはいずれも、特定の集団属性を超えたメンバーシップを想定して空間を超え、契約という論理構成の持つ長期的視野、将来を予測し拘束しようとする機能を利用して時間を超えようとしている。ただし、自律的な制度内（保険集団や労働市場での）アクター間の均衡の拡大はそれ以外の第三者には及ばないという空間的限界、合理性判断が歴史性を反映しないという時間的限界は存在する。

#### IV. 時空接続と水準変換の統治メカニズム

##### 1. 多元的時空における合意への制度的方向づけ

社会連帯再構築における理論的課題は、社会的時空の接続と合理性水準の変換を、統治プロセスの中で制御し合意基盤を作り出すことである。人生における各種利益の時空的多様性を考慮するなら、歴史的・文化的前提を共有しない限り合意は不可能だろうか。しかし利益が常にすべて均衡しなければ合意できないわけではない。①、②は多元的時空における合意を促す制度的メカニズムを指摘する。

①公的扶助制度の原理的再考からニーズ基底的な相互提供システムを構想した後藤玲子は、リスクを前にした人々の間の立場の互換可能性に相互提供システムが具体的形を与えるとする。参加者は必ずしも直接的・個人的な利他心、共感、連帯感を抱く必要はない。「システムへの参加を通して一リスク未発生者は資源の提供を通して、リスク発生者は資源の供給を通して一間接的・非個人的に相互性が築かれる」（後藤、2003：198）。リスクを前にした人々の間の立場の互換可能性—自分たちの誰かに発生することは必然であるが、誰に起こるかは偶然である—に具象的な形が与えられるからである。

本論文の文脈から重要なのは、想像が具体的な存在への共感ではなく、制度上の互換性に基づいていることである。互酬性の基盤となる位置関係が社会的に構成されることを、根拠となる公共空間を制度的に設置することで表現しているのである。

公共政策の一つである限り、そのあり方は個々の実践に解消されるものではなくルールに基かなければならない。その「理由」や「社会的評価」に関する了解は予め前提されるものではなく、すべての社会構成員

に期待される責任である。その際公共政策の役割は制度上の匿名性を守ることで偶然の拡大をコントロールすることであるとす。

②社会的合意を支える均衡は制度を離れて客観的に実在するのではなく、統治過程を通じて構成される。トイプナーは、法規範自体が生産の調整様式に応じて変化し契約の意味を左右することを一般条項（信義則）の比較分析から明らかにする（Teubner, 2001）。一般条項の意味は社会の部分システム間のコンフリクトによる未規定性を含む契約上の予期構造メカニズムを契約に調和させることにあるから、そこで課題となっている利益を定義し実現への経路を調整するプロセスを通じて当事者の役割期待が規定される。

当事者にとって、契約は当初からの意思が通るか通らないかではない。契約はリスクの規範的固定ではあるが、環境世界の妨害が「期待可能性」を超えると同調メカニズムが働き、契約社会とその環境としての全体社会とのコンフリクトが解決される。合意可能性は、個別の選択が全体の文脈（固有の目的を持つ制度、それらを調整する統治システム）に接続されているからこそ生じる。期待可能性を規定し「合理的同調」を要求することは多元的利益の調整様式としての統治システムの役割である。法システムは前例の体系的な蓄積によって体験の相互参照可能性を創出する。この環境下での合理性判断は、経験の蓄積を媒介とした高度の他者行為保証に基いている。法システムほどの程度ではないにしても、制度に関わる諸経験が体系的に蓄積され参照される状況が作られることによって、合理的同調の可能性が高まる。

##### 2. 不均衡を前提とした均衡のメカニズム

制度論ではないが短期的不均衡を長期的均衡の前提とみる議論がある。C.リンは、不均衡な交換であえて不利益を甘受して社会的信用と社会的負債（貸しを作る）を生じることが長期的な均衡の基礎であるとす。「コミュニティの他の行為者のよりよい生活を支えるために取引上の損失をあえて被る人間だという一般的認知（名声）」は持続的な社会関係に蓄積され、個人的資本の所有は増えなくても社会的資本のアクセス機会を増す（リン, 2001=2008）。

利益の源泉を、個人が所有する資本だけでなく社会関係の利用にも求める点が重要である。連帯は基本的には相互性と相互認知の問題だが、相互性と言ってし

まうと互恵的で対称的な行為そして行為者間の序列の平等性を意味してしまう。対称的でない社会的行為者たちが、それぞれにとっての有益性を納得できることが社会連帯の構造である。「個人的資本の取引のみを考慮したモデルは行為者と社会構造との間のリンクを説明することができない。というのは、社会的ネットワークと社会関係資本は、マイクロマクロリンクの中核にあるものだからである」(リン, 2001=2008: 179)。

長期的な期待によって時空を超えることは持続的な社会関係に依存する。「社会的信用、認知、名声はすべて関係および構造に基づいた効用である。持続的な社会関係がなければ、これらの利益は消えてしまう。

したがって、社会的信用や社会的負債が意味を持ち、認知を高めるために必要な持続的な社会関係に関与し、それに参加することは、行為者にとって合理的な行為である」債権者という地位と短期的に不利な交換の均衡による連帯は、公共的資本の維持創造、ポジティブなフィードバックを通じて行為者にとっての社会関係資本を強化する(リン, 2001=2008: 195-196)。

不均衡な交換は社会関係資本として蓄積の原動力となる。社会秩序の自己執行における評判メカニズムの重要性は青木らによって指摘されてきたが、不均衡が機会に直結することで連帯志向の短期的動機が特定される意味がある。

### 3. 統治次元の課題：合意の内発性を補完する

前記1, 2は時空を超えて合意から連帯に至る各種メカニズムを示す。後藤が制度的に構成された主体間の想像力(自我や個人史から離れた匿名の)によって時空を超えようとするのに対し、リンは対面的人間関係の短期的不均衡を長期的均衡の動機とした。トイプナーは契約実質化過程が意味形成の時間的共有と時間の蓄積による判断の歴史性を生むとする。制度が、想像力や実質化努力を促して時間を接続するのである。描かれる次元の相違はあるが<sup>12</sup>、これらは制度を含む社会資本を媒介とした長期的均衡の発想が時空を超えた結びつきに必要なことを示している。契約原則は時空の共有を前提とするが、社会契約は統治形態であり、時空の広がりという非契約的な要素と組み合わせられて初めて機能する。

Lichbach, Seligman (2000) は、ホップズの秩序問題は単一の論理では解決できないとし、統治にかかわる人的結合の形態を分類する。秩序形態の性格づけを①

非設計的—②設計的、③内発的—④条件依存的の2軸で構成し、①③=市場交換 ②③=契約 ①④=コミュニティ ②④=ヒエラルキーを位置づける。これらは分析的な類型であり現実には各種の統治形態が相互補完的に存在している。社会契約は、内発的(自己執行的)で設計的な結合形態である契約に、外的条件による制御契機を組み合わせたものである。経験の積み重ねによって自生的に組織された契機(コミュニティ)と、外生的な価値秩序による契機(ハイアラーキー)が内発的契機の上に依拠する秩序形成の不備を補完する。時間幅と当事者範囲が拡大するほど条件依存性が強まり内発性は弱まるため合意を促す制度原理で補完する必要が高まるとすれば、時空の距離に対応して外生的動機に配慮すべきことになる。

合理的選択ベースの制度が社会的ジレンマに陥ることを克服するために、市場・国家・コミュニティが相互補完的に機能する統治を Bowles, Gintis (1998) が提案した。コミュニティとは規範の共有、対面的で緊密な関係、継続的コミットメントを特徴とする。評判を構築し社会資本を維持するインセンティブに期待する点はリンと同様だが、コミュニティの構成員が自己の行為に対する残余請求者でない場合、評判を構築するインセンティブは生まれないかもしれないとの関心から、資産の再分配を主張する点が特徴である。企業では労働者が、住宅では借家人が、学校では生徒と親の選択権を前提に学校が残余請求者となることでコミュニティの長期的志向が生じるとして、制度によって構成されたコミュニティを統治に活用しようとする。

ボールズ、ギンタスのコミュニティは「繰り返しゲームによる協調」ととどまらず、リンの「短期的不利益の積極的受容」と結び付けて考えられる。ライト(Wright, 1998)は、所有を強調することでコミュニティ感情が弱まること、コミュニティの同質化が進むことを指摘する。住宅資産の再分配は「最も論争の余地がない」(おそらく環境改善のためコミュニティに貢献する外部性寄与動機を含むため)とされるが、これも所有だけではゲーテッドコミュニティ志向にも向かい得る。時間を超えようとするコミュニティの論理を、外部性にも向かわせる装置が必要となる。

## V. 外部性を志向する契約的制度像

契約の超時間的志向性を活かしつつ、メンバーシッ



ブの閉鎖性を克服し外部性志向を内在させる制度設計の方向性を、2つの理論的提案を手がかりに考察する。

### (1) 統合社会契約論

企業倫理を基礎づける際、個々の経済コミュニティの自律性を尊重しつつ普遍的規範とのつながりを保つために、二重の社会契約を想定する。社会の一般的な合意基準（マクロ社会契約）と、ローカルで現実的な取り決め（ミクロ社会契約）を連関的に理解することで、前者の限界（具体的な場面における企業の行動規範を説明できない）を補いつつ、後者に普遍性の基礎を提供しようとする。社会契約論の抽象性を補い、ミクロ規範が徐々に普遍性を高めるプロセスを定式化する点に特徴がある。

マクロ社会契約とは仮設的で理性的な、メンバーの取り決めの基礎となる基準、ミクロ社会契約とは実際に存在するコミュニティ内部の取り決めを意味する。統合社会契約論では、マクロ社会契約の限界を補うものとしてミクロ社会契約が重要視される。経済コミュニティにおけるモラル上の多様性と自律性を認めつつ、それがユニバーサルな原則によって制約を受けることで普遍性を得ると想定する。

ドナルドソンとダンフィーは、両者が総合される過程（モラルフリースペース）を想定する。明示的な契約や法律、成文化された規則だけではなく人々の間の黙示的な協約を介してインフォーマルな規則が発達する。このような規則がコミュニティ内部でコンセンサスを得ると、オーセンティック（真正）な規範となる。そうみなされるための条件として、公式な専門職綱領への採用、企業の倫理綱領への採用などが例示される。言い換えると真正の規範は、ローカルな規範が外部の既存の規範を参照して洗練される過程で確立する。ミクロな規則がマクロな社会契約の普遍的内容を具現化ようになる発達過程が重要である。それにより、マクロ社会契約の実質的な部分（規範内容）が「発見」される（Donaldson and Dunfee, 1999 : 52）当初の内容が具体的ではない社会契約はこのようなプロセスで契約内容を特定し、規範として機能するようになる。

### (2) 制度的契約論

内田貴は制度文脈に関連した契約の解釈枠組みを提示した。統合社会契約論が規範論であるのに対し制度的契約論は制度運用論であるが、ローカルな論理とユニバーサルな論理の二層構造で相互補完を図る点は共

通する。保育、介護、年金、教育の契約では、当事者間の合意で何でも決められるわけではない。個々の契約が不可避免的に他の主体の同種の契約や、潜在的当事者集団さらには社会一般に影響を与える。当事者は個別契約の契約や履行において、当該契約の相手方当事者のみならず、それ以外の潜在的当事者への配慮を要求される（内田, 2010 : 88）。個別契約ごとに当事者の意思を探求することは実質的な当事者意思の尊重にはならない（内田, 2010 : 99）。

介護保険における給付決定では利用者の意思によって契約内容が決定されるのではなく、専門的見地から社会的に評価された必要性＝社会的ニーズに応じて決定が形成される。ここに契約当事者を越えた他の利用者との調整の要素が入る（秋元, 2004）。契約当事者にとっては外部性の反映だが、制度にとっては当事者範囲の拡大を意味するともいえる。

制度的契約論は第三者を含めた実質的な当事者意思を尊重する。契約締結の際に個々の当事者が契約条件を交渉し、個別に合意することは正義公平に反すると観念される（個別交渉排除原則）。また契約の拘束力が正当化されるためには、契約の内容やその運用に対して、財・サービスの潜在的な運用者が、直接的または間接的な方法で、集権的に決定に参加できる仕組みが確保されている必要がある（参加原則）。後者は、制度的契約においては個別契約の締結において当事者間交渉で適正化を図ることができないから、別の方法（潜在的な当事者または当事者の利害代表者：究極的には国）が契約内容の形成に参加し、または内容をコントロールすることが行われる。第三者の立場を代表する制度目的を合意条件の事前設定に含むという方法で、拡大された当事者の間接的な関与が保証される。

制度的契約論は空間次元だけでなく時間次元の外部性にも着目する。社会契約論では締結時点の主体性のみが重視されるため現実の制度とは異質であることを前述したが「制度的契約概念を導入することによって、最初の社会契約の締結段階で、後の世代の利益を代表し得るようにするための内容的・手続的な要件が課されることを正当化できる。その要件を満たさない社会契約論は、政治理論としての正統性を持つとはいえない」（内田, 2010 : 153-154）。事前設定次第で時空の接続可能性が生じる。契約の設定が配慮する外部性の広範さの程度が社会契約の正当性に影響する。

2つの理論は、契約がコミュニティとヒエラルキー

に支えられる構造を持つ。統合社会契約論では、マクロ社会契約の背後には普遍的規範のヒエラルキー、ミクロ社会契約の背後にはローカルな経済コミュニティが存在し、契約という形式が両者をつないでいる。トイプナーの議論により、契約内容を完成しようとする過程で規範をルールに特定する作業が必要であり「ローカルな規範をユニバーサルな規範の採用で成型する」手順でなされるからである。制度的契約論では、具体的契約の解釈に制度当事者に意識された判断基準（ローカルな規範）と、国家や地域を越えた判断基準がかかわるプロセスが重視される（このプロセスは、当事者として政府が参加することや、解釈に国際機関のルールを採用することで表現される）。

多層的な統治規範が関与すべきことは、契約の完成過程が時間と空間を超えて整合性を形成しようとする過程であることによる。その意味で契約という制度形式は有用性を持つ。契約は守られるべきであるが、社会契約が「守られること」は時間軸と空間軸を狭めることで実現されるのではない。広い時間軸と空間軸の中で当事者たちに整合的な（秩序形成的な）行為が促される。契約確定という課題性を持つ場で、他者行為を保証することが相互に求められることにより、機会主義が抑制され相互期待の整合化が促されるのである。

これらの発想を制度構築に展開させる方法として、当事者組織間の協約締結というアプローチが考えられる。協約とは個別の労働契約に対する労働協約から想定した概念である。制度協約は各制度の成果志向に関する社会契約の顕在化であり<sup>13</sup>、時間・空間を超えた共同利益を提示して各当事者を自己執行に向かわせる。

労働協約は設計された社会保障制度ではなく、労使交渉の蓄積による自生的秩序である。しかし労働基本権の共通認識が国際的に共有され協約形成過程に影響するようになった時点で、協約の当事者は時空を越えて拡大する。各領域の全国的・国際的共同規範が協約形成の基準として「いま・ここ」の当事者を越えて合意に関与することになる。

協約化の趣旨は、制度の論理とその実現のための当事者関与の方向性を示すことで、相互義務を設定し他者行為保証による権利の実質化を図ることと、長期的視野と外部性志向を制度目標＝政策評価基準の中心におき自己執行の動機を設けることで、個別の合理的選択が制度合理性と整合する可能性を高めることにある。

現実の制度構築は白紙からではなく、過去の経路に

依存する現状への介入である。その方法を論じる紙数を持たないが、ヨーロッパ社会政策の「法の手続化」理論の当事者義務の設定と交渉解決への支援により自省的に問題解決を図る構想と、協約を参照枠組みとし当事者の交渉的統治能力を支援する本論文との構想の類似<sup>14</sup>を指摘しておく。

## VI. インプリケーション

ステークホルディングのような政策は、長期的視野をもった当事者の創出を通じて時空接続を図る。ただライトが指摘する通り、個人的資本の増加が主たる動機では限界がある。社会関係資本の利用が主たる動機となるためには、長期的な調整としての社会契約過程が外部性を重視して運用される必要がある<sup>15</sup>。本論文の社会契約的構想はそのための解釈原理を示唆するだけではなく、後藤がいう「ルールによる想像力を介した連帯」に実質を与える制度構築への展望も示す。

社会関係資本が主たる関心ということは、結果の予測を介さず関係そのものに対するインセンティブが必要ということである。社会契約が守るべき対象として資源管理機構が想定されることがある（3.(2)の各事例）ことは、この観点から理由がある。社会契約的課題意識による制度の構築と運用は、関係志向型政策の時空的パースペクティブを拡大する可能性がある。

### 註

- 1 社会契約が連帯構築原理となったイギリスと、既存のコレクティブな連帯を個人主義的に再構成するドイツでは意味合いが異なる（近藤, 2008）。
- 2 この問題に対するロールズの見解。「相互性という観念は利他的な普遍性と、現在あるいは将来（事情不変として）予期可能な状況よりも利点が増加するという意味での相互利益の間に位置している」（Rawls, 1993: 16-7）。相互利益は連帯要素の一面とみなされていることに注目したい。
- 3 デュルケムの「契約を可能にしたのは神に対する誓約という非契約的基礎」との指摘は示唆的である。一般に補完性原理は分権の原理として語られるが、階層秩序の最上位には神が想定されており価値ヒエラルキーが不偏性の担保となっている。
- 4 社会契約は「政府—国民（制度と成員）間の合意」と理解されることがあるが、本来は成員相互間の契

- 約である。しかし現実には社会契約は「社会」を一方の当事者として成員との間に相互義務を発生させる契約」の形態で設定される。
- 5 シティズンシップの細分化とサブナショナル、ナショナル、トランスナショナルな統治レベルの分岐は対応する。デランティによれば、シティズンシップは対応する公共圏が存在しないと意味がない。公共圏は市民社会の政治的・法的形態よりもコミュニティの基礎的形態、コミュニケーションと文化的闘争の場であり、コンテクストに束縛された文化が遭遇し転換を遂げることでコスモポリタンな公共圏が成り立つ（デランティ, 2000 = 2004 : 282-285）。文脈を担いつつ変換しうる複数のコミュニティを設定することが制度論上の課題となる（本論文IV3）。
- 6 集合行為問題を定義したオルソンは、コーポラティズムでは包括的利益組織が部分的利益を超えて社会的利益を追求する（共通の利益を最大にするまで交渉する）誘因を持つとした。しかし多数者の犠牲を伴うため変換が持続困難なことも指摘されている。
- 7 シャルプフは社会心理学のゲーム論的研究に基づき、合理的政治行動が「自己利得の拡大」「相対利得の最大化」「協調または連帯」のどれに向かうかは「男女の争い」ゲームの利得構造に左右されるとする（Scharpf, 1991:67-70）。ゲーム構造が「囚人のジレンマ」や「チキンゲーム」ではない点に注意。
- 8 「観察可能だが立証不可能な行動ないし結果」に関わる交換のガバナンスには立証不可能な協調努力への報酬が内在するが、現実の執行保証は不確実であり権利保護に関する紛争解決メカニズムが必要となる（青木, 2003:94）。社会契約的コーポラティズム国家のアクターにとって、合意形成の失敗が財産権の価値を下落させる懸念が、合意の形成維持への自己拘束の動機となる（青木, 2003 : 182）
- 9 彼らの一連の研究は北欧でのケーススタディに依拠しており、他の地域で同様の結果につながるとはいえない。しかし重要なのは結果よりも、パットナム型社会関係資本論（註15）で想定される水準間変換への経路を明らかにすることである。
- 10 社会契約可能性の背景に、同一労働同一賃金のような社会的調整メカニズムの存在がある。ソスキスとホールはその様式が各国の制度横断的な合理性を形成するとする。グローバル化等によって調整能力が低下すると短期的な不平等を長期的に容認する根

- 拠（4.(2)のリンの議論を参照）が失われ、個人に基礎をおく社会契約が不可能になる懸念がある。
- 11 アクセルロッド実験以来、協調行動を誘導する基本的メカニズムが繰り返しゲームであることは議論の出発点となっている。「守る対象」が生じることが周囲との関係構築・維持の基本的動機づけとなる。
- 12 哲学的リベラリズムのスタイルをとる後藤の議論は一見超歴史的な印象を受けるが、「社会的評価の合意形成のための公共的討議」を不可欠とするため、合意可能性を生む経験知の共有という面で歴史性を含む。民主的合意を主題とする議論（たとえば熟議民主主義論）の多くに共通する事情である。
- 13 社会的合意の集積が個々の合意の制約となる一方、マクロ構造は同時に資源としてその構造特性が個々の制度的に有意な行為を可能にする（Giddens, 1984 : 185）。対立する諸利益の調整のみならず価値実現が制度の課題となる社会政策領域では、この両面性は特に重要と考えられる。
- 14 手続化理論は複雑な状況の下で当事者を設定し理性の構成を制度的に基礎づける哲学的構想である。費用便益の合理化に重点をおいた「構造的アプローチ」と対比して参照（水町, 2006 : 18-38）。
- 15 社会関係資本論のうちパットナムによる類型は、社会の自立的統治能力を社会的ジレンマの解決という観点で課題化し、その鍵概念として社会関係資本を概念化する。そのための意義からは、効用の広がりや同一集団内に限定されるか異なる集団間に及ぶかの区別が重視される。本論文は、社会資本が後者（架橋型）の性格を持ち閉鎖性を克服できるかどうかは統治構造が考慮しうる外部性に程度に依存することを示唆する。

## 引用文献

- 秋元美世 2004 「福祉契約の法的関係と公的責任—介護保険制度の問題を中心に—」『社会保障法 19』 136-150。
- 青木昌彦 2003 『比較制度分析に向けて』 NTT 出版。
- Bowles, S. and G. Gintis 1998 *Efficient Redistribution: New Rules for Markets, State and Communities*. Wright, E.O. (ed), *Recasting Egalitarianism, New Rules for communities, States and Markets*. Verso. 3-71.
- Barry, B. 1995, *Justice as Impartiality*, Clarendon.

- コールマン, J.S., 久慈利武訳 1990=2006, 『社会理論の基礎・下』 青木書店。
- デランティ, G., 佐藤康行訳. 2000=2004 『グローバル時代のシティズンシップ』 日本経済評論社。
- Donaldson, T. and T.W.Dunfee, 1999, *Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics*, Harvard Business School Press.
- 遠藤久夫 2008 「わが国の医療提供システムと準市場—ネットワーク原理に基づく医療提供システム」 『季刊社会保障研究 44(1)』 19-29。
- Giddens, A. 1984 *The Constitution of Society: Outline of Theory of Structuration*. Polity.
- 後藤玲子 2003 「ニーズ基底の相互提供システムの構想」 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』 187-218, ミネルヴァ書房。
- 井戸正伸 2004 「コーポラティズムと経済実績」 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・真柄秀子 『比較政治経済学』 有斐閣。
- 近藤康史 2008 『個人の連帯—「第三の道」以降の社会民主主義』 勁草書房。
- Kumlin, S. & B. Rothstein, 2005. Making and Breaking Social Capital: The impact of Welfare-State Institutions. *Comparative Political Studies*, 38(4), pp339-365.
- レームブルッフ, G. 1979=1984 「リベラル・コーポラティズムと政党政治」 シュミッター、レームブルッフ編著, 山口定監訳, 『現代コーポラティズム I』 木鐸社。
- Lichbach, M.I. and A. Seligman 2000 *Market and Community: The Basis of Social Order, Revolution and Relegitimation*, The Pennsylvania State U.P..
- リン, N., 筒井淳也、石田光規、桜井政成、三輪哲、土岐智賀子訳 2001=2008 『ソーシャル・キャピタル：社会構造と行為の理論』 ミネルヴァ書房。
- 正村俊之 2008 『グローバル社会と情報的世界観—現代社会の構造変容』 東京大出版会。
- 宮本太郎 1999 『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学』 ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎 2009 『生活保障—排除しない社会へ』 岩波書店。
- 水町勇一郎(編) 2006 『個人か集団か？変わる労働と法』 勁草書房。
- Offe, C. U. Preuss 1991 Democratic Institution and Moral Resources. Held, D. (ed) *Political Theory Today*. Stanford U.P..
- Rawls, J. 1993. *Political Liberalism*, Columbia U.P.
- ロザンヴァロン, P. 北垣徹訳 1995=2006 『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』。
- ロツシュタイン, B. 太田美帆訳 2002=2003 「社会的保護のための協力」 高木郁朗、住沢博紀、T. マイヤー 『グローバル化と政治のイノベーション』 ミネルヴァ書房。
- Scharpf, F.W., 1991 *Political Institutions, Decision Styles, and Policy Choices*. Czaga, R. and A. Windhoff-Heritier (eds) *Political Choice: Institutions, Rules, and the Limits of Rationality*, Campus Verlag. 53-86.
- 柴田寿子 2004 「ヨーロッパにおける社会的連帯と補完性原理」 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』 ミネルヴァ書房, 87-118。
- 新川敏光 2004 「福祉国家の危機と再編—新たな社会的連帯の可能性を求めて」 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』 ミネルヴァ書房, 13-34。
- シュミッター, P. 1982=1986 「ネオ・コーポラティズム理論の理論と実践のゆくえに関する省察」 レームブルッフ、シュミッター編著 高橋進監訳 『現代コーポラティズム II』, 275-306。
- トイプナー, G. 土方透、野崎和義訳 1987=1994 『オートポイエーシスとしての法』 未来社。
- Teubner, G., 2001, *Legal Irritants: how unifying law end up in new divergences*. Hall, P. A. and D. Soskice (ed). *Varieties of Capitalism: the institutional foundations of comparative advantage*. Oxford U.P.
- 内田貴 2010 『制度的契約論—民営化と契約』 羽鳥書店。
- Wilthagen, T., F. Tros, H. Lieshout, 2003 Towards “flexicurity”?: balancing flexibility and Security in EU member states. *Invited paper for the 13th IIRA*. (<http://www.tilburguniversity.edu/research/institutes-and-research-groups/reflect/publications/papers>) (2012/09/21 参照)。
- Wright, E.O. 1998 Equality, Community and ‘Efficient Redistribution’ Wright, E.O. (ed) *Recasting Egalitarianism, New Rules for communities, States and Markets*. Verso. 86-102.